

【民事系科目】

【第3問】（配点：100）【設問1】から【設問3】までの配点の割合は、 $\frac{2}{40} : \frac{1}{20} : \frac{2}{40}$

次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事例】

1. Xは、旧友Aとの間で、Xが所有する賃貸用建物（以下「本件建物」という。）について、賃料月額20万円、期間の定めなしとの約定でAに賃貸するとの賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、Aに対し、本件契約に基づき、本件建物を引き渡した。
2. Aは、本件建物で書店を経営し、Aの子であるY1及びY2（以下「Yら」という。）が書店を手伝っていた。
3. Aは、5月に死亡した。Aの配偶者は、既に死亡しており、Aの相続人は、Yらのみである。Yらは、まだAの遺産についての遺産分割をしていない。
4. Xは、7月末、Yらに対し、「XとAは、今年の4月1日、本件契約について9月30日をもって終了するとの解約の合意をした。Aは、その際、Xに対し、9月30日までに本件建物を明け渡しと言った。」と述べた上で、本件建物の明渡しの具体的な時期を問い合わせた。
5. Y1とY2は、8月初め頃に話し合いをした。この話し合いの場において、Y1は、（Aから本件契約の解約の合意をしたとは聞いていない。）Y1とY2は、相続によってAから本件建物の賃借権を承継し、書店の経営も引き継いでいる。Y1は、Xに対し、Aの死亡後、Y1が本件契約に基づく賃料の請求先となったことを知らせたが、Xは、本件契約が終了するとは言わずに、これを工承した。また、本件契約に基づく賃料は、現在まで滞りなく支払ってきた。」とし、本件建物を明け渡しする必要はないと述べた。これに対し、Y2は、「本件建物を明け渡し、敷金を返還してもらった方がよい。Y2は、Aの生前、Aから、Xに敷金を差し入れてあると聞いていた。実際に、本件契約を締結した頃の日付で120万円を受領した旨のX名義の受領書がAの遺品の中にあっただ。この受領書が敷金の差し入れの証拠になる。」と述べた。
6. Y2が8月中旬に、Xに対して敷金が全額返還されるか問い合わせたところ、Xは、Y2に対し、「8月分まで賃料の滞納はなく、本件建物をきれいに使ってくれて修繕の必要もない。しかし、Aから本件契約の締結時に受け取ったのは礼金であって、返還の必要のある敷金ではない。」と述べた。
7. そこで、Y2は、その翌日、かねてより相談していた弁護士Lに、上記1から6までの経緯を説明した上で、Xから敷金を返還してもらうことができるかどうかを検討してもらうこととした。

以下は、弁護士Lと司法修習生Pとの間の会話である。

L: Y2は本件建物を明け渡しして敷金を返還してもらうことを希望しています。Y1が本件契約の解約の合意を争っているため、本件建物の明渡しの見通しはついていませんが、Xに対し敷金返還を請求する訴えを提起した場合に、本件建物の明渡しをしないままの状態であっても、本案判決を得ることはできるでしょう。ここでは、敷金返還請求権、賃貸借終了後、不動産が明け渡されたときに、敷金によって担保されるそれまでに生じた一切の債務の額を控除した残額につき発生するものと考えましょう。

P: そうすると、本件建物の明渡し前には敷金返還請求権は発生しないので、将来給付の訴えの適法性を検討せよということですね。敷金返還請求権が本件建物の明渡しを条件とする条件付請求権ということであれば、将来給付の訴えの適法性が認められるのではないのでしょうか。

L: 条件付請求権であっても、将来給付の訴えの適法性が認められるとは限りませんよ。ここでは、Y2の法定相続分が2分の1であることを考慮し、60万円のみの請求をすることとして、「Xは、Yらから本件建物の明渡しを受けたときは、Y2に対し、60万円を支払え」との請求の趣旨による将来給付の訴えの適法性につき検討してもらいましょう。これを「課題1」とします。検討の際には、本件の具体的状況を踏まえた上で、敷金返還請求権の性質のほか、当事者間の衡平の観点から、適法性が認められた場合の被告の負担を考慮する必要があります。ただし、応訴の負担は考慮する必要がありません。

P: はい、分かりました。ところで、もし、将来給付の訴えの適法性が認められないという結論になるとすると、敷金に関する確認の訴えを提起することになるのでしょうか。

L: 良い機会ですから、将来給付の訴えが不適法とされる場合に備え、敷金に関する確認の訴えの利益についても考えましょう。Y2の立場から、どのような訴えであれば確認の利益が認められるかを検討してください。その際には、既判力により確定する必要性を考慮して、なぜその訴えであれば確認の利益が認められるのかについて説明してください。これを「課題2」とします。

【設問1】

あなたが司法修習生Pであるとして、Lから与えられた課題1及び課題2について答えなさい。

【事例(続き)】

8. Xは、Yらが9月30日を経過しても本件建物の明渡しをしないことから、Yらを被告として、本件契約の終了に基づく本件建物の明渡しを求める訴えを提起した(以下、この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という)。Xは、訴状において、Yらの被相続人であり、本件契約の相手方当事者であったAとの間で本件契約の解約の合意がされた旨主張している。
9. 本件訴訟は、裁判官Jが単独で審理及び裁判をすることとなった。本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、訴状を陳述した。これに対し、Yらはいずれも、請求を棄却するとの判決を求め、本件契約の解約の合意について、Y1は否認し、Y2は知らないとした。
10. その後指定された和解期日において、裁判官Jが他の当事者を退席させた上でX、Y1、Y2を順次個別に面接する方式により、和解協議が実施された。Y2は、その際、裁判官Jに対し、「Xは、Aが差し入れた敷金を礼金であるとして返還しようとしませんが、敷金を返還してくれるのであれば、Y2は、Xに本件建物を明け渡してもよい。Y2としては、無理に書店の経営を続けなくともよいのではないかと考えている。今から思えば、Aも、日頃から店の経営不振に悩んでおり、Xに相談しているという話もしていた。本件建物を明け渡して敷金が戻るような和解が成立することを希望している。」と述べた。しかし、Y1が飽くまで本件契約の継続を希望したため、和解は成立しなかった。

以下は、裁判官Jと司法修習生Qとの間の会話である。

J: 今日は和解成立には至りませんでした。和解手続における当事者の発言内容をその後の判決に影響させることがないように、注意する必要があります。

Q: それでは、先ほどの和解期日におけるY2の発言から、XA間の解約の合意は存在したという心証を得て、それに基づいて判決をすることはできないのですか。

J: もちろん許されません。それを理解してもらうために、まず、民事訴訟法においては、裁判所は何を心証形成の資料とすることができるとされているのかを示した上で、和解期日におけるY2の発言がそれに当たらないことを説明してください。また、和解手続における当事者の発言内容を心証形成の資料とすることができるとすると、どのような問題が生ずるかについて、理由を示して検討してください。これらを「課題」とします。

【設問2】

あなたが司法修習生Qであるとして、Jから与えられた課題について答えなさい。

【事例(続き)】

11. 本件訴訟の第2回口頭弁論期日において、Xは、Aが生前にXとの間で本件契約の解約の合意としていたことを裏付けるため、「Xは、4月3日、本件建物の内外を検分し、Aに対して、『大層きれいに使ってくれていますね。これなら修繕の必要はない。』と述べるなど、Aとの間で本件建物の明渡しの準備について話をした。Y2は、書店の手伝いをしていたことから、その際、XとAとの会話を聞いたはずである。」と主張した。これに対し、Y2は、「4月3日にXが主張するXとAの会話を聞いた記憶はない。Aが作成していた業務日誌を見ても、Xとの間で本件契約の解約や本件建物の明渡しを前提とした会話があったことは記載されていない。」と主張し、Xが主張するような会話がなかったことを証明するため、Aが作成した同日の業務日誌(以下「本件日誌」という。)を提出して証拠の申出をした。裁判所は、同期日において、本件日誌を取り調べた。
12. 本件訴訟の第3回口頭弁論期日が指定された後、X、Y1及びY2は、訴訟外で解決に向けた協議をした。その結果、XとY1の間では協議が整わなかったが、XとY2の間では、解決に向けた合意がされ、XがY2に対する訴えを取り下げることとなった。そこで、Xは、裁判所に対し、Y2に対する訴えの取下書を提出し、それを受け、Y2は、裁判所に対し、Xの訴えの取下げに同意する旨の書面を提出した。

以下は、裁判官Jと司法修習生Rとの間の会話である。

J: XがY2に対する訴えの取下書を提出し、Y2もその同意書を提出しています。XはY2に対する訴えのみを取り下げることができるのでしょうか。

R: それを考えるに当たっては、まず、本件訴訟が共同訴訟のどの類型に当たるのかを考慮する必要があります。

J: そうですね。それでは、その結果を踏まえて、XはY2に対する訴えのみを取り下げることができるのかを検討してください。これを「課題1」とします。

また、仮にXがY2に対する訴えのみを取り下げることができるとして、残されたXとY1のみの訴訟において本案判決がされる場合に、第2回口頭弁論期日はY2が提出した本件日誌の取調べの結果を事実認定に用いてよいかを、共同訴訟における証拠調べの効果及びそれが訴えの取下げによって影響を受けるかどうかを踏まえて検討してください。これを「課題2」とします。

【設問3】

あなたが司法修習生Rであるとして、Jから与えられた課題1及び課題2について答えなさい。

民訴

[設1]

- ① 将来給付の適法性
- ② 確認の利益の訴え

第1. 将来給付の適法性

1. 将来給付は、認め?
2. (1) 原則、例外 (15)
- (2) あてはめ
- (3)
3. 本件 X

第2. 確認の利益の訴え

1. 確 ~ ?
2. (1) 原則、例外 (15)
- (2) あてはめ
3. 本件 ~

[設2]

1. 弁論主? 自由心証

1. 自由心証
2. 弁論 その他
3. 系言論

[設3]

50分

36分

第1.

1. 適法性固有
2. (1) 大見
- (2) あてはめ → 通.
3. 以上 39条
4. 72の4可

第2.

1. Y2の日誌
2. (1) 規範
- (2) あてはめ
3. 以上 否定

構成としては、
1. 16 児童に該当する!!

民訴

【設問1】

課題1について

1. 本件において、「XはYから本件明渡しを受けた時は、Y2に対し60万円支払え」との請求の趣旨は、仮定の話であり、まだ発生していない権利についての請求である。このような現在発生していない、将来給付の訴えは、認められないが、以下検討する。

2. (1) 原則として、将来給付の訴えの利益は認められない。しかし、
① 将来給付をを求める基礎となる資格があり、あらかじめその請求をする必要がある場合(135条)は、例外的に認められる。

第135条
題意から
正解は
このとおり

問

(2) ① 将来給付を求める基礎となる資格の判断については、
(i) 請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測される、(ii) 請求権の成否に及びその内容につき、債務者に権利は影響を及ぼすような将来における事情の変動とて、あらかじめ日付定に予測し得る事由に限られ、(iii) 請求の異議の訴えによりその発生を証明し得るのみ執行を阻止し得るといふ負担を債務者に課しても、格別とはいえない場合に認められる。また②「あらかじめその請求をする必要がある場合は、義務者の態度、給付義務の目的、性質などを考慮し、必要とする。

(3). 本件において①(i)請求の基礎となる貸借契約はXA間で成立しており、Aが死した、Y1に相続される。ゆえに、請求の基礎となる貸借契約は既に存在し、その継続は、予測される。(ii)債務者であるXは、Y1とY2に

被告の主張は、請求権の行使が、原告の利益に反しない限り、認められるべきである。

第

問

①の内容は、原告の利益に反しない限り、認められるべきである。

言い分が違つか、Yの言い分 ~~である~~ である。解除には、未だ得ていることから、請求権の行使は、Xに有利な影響を生じている。①(1)原告が異議の訴えにより、その発生を証明しのみ阻止し得るという負担を債務者に課する(2) 被告 (1)不足。②また、③義務者は、解除を望んでいないが、~~被告~~ 給付義務の目的 ~~及び~~ 性質は、Xが未だ得た以上、あつた判決をしたところ、紛争解決の必要性と実効性の確保に至るとはいえない (2)不足。

3. 以上より、本件における将来給付の訴えは認められない。

第2 原告の利益の訴え 問題は2について

(1) 将来給付の訴えが不法である場合に、原告の訴えの利益は、認められるか、以下検討する。

2. (1) 原告の利益については、①原告の利益とは、適切であること ②即時に法律関係と確定させる必要があること、③原告の訴えによることが適切であることが認められなければならない。

(2) ①原告の利益とは適切であること (2) 2. 貸付借。終了前の敷金返還請求権の原告は、停止条件付の権利として、現在の権利として、現在の権利及び法律関係にあたる。ゆえに認められない。

1. ②なお、原告の権利、法律関係の侵害の危険 ~~は~~ 不安を、確定判決により、その侵害を予防する必要があるとはいえない。

2. ③については、その(1)の争点の ~~が~~ 適切とはいえないという事実

もない。

3. 以上より、右原告の利益も認められない。

〔設問2〕

1. 自由心証主義は、裁判における事実認定は、審理にあつたすべての資料・状況に基づき裁判官の自由な判断により形成される心証に委ねられる建前である。(29)条。これは、複雑化~~は~~多様化した現代において、長心的分別と経験のある裁判官に事実認定を委ねることが真実の発見に資するからである。

2. しかし、自由心証主義で認められているのは、口頭弁論の~~全部~~に現れた一切の資料・状況である。これは、弁論主義に定められている当事者の主張している事実を裁判所は採用してはならないという点からも同条のことがいえる。また、和解において発言したことが、万が一裁判の証拠として採用されるとすれば、和解~~の~~2の発言を自由にすることができなくなるおそれがある。その結果和解が成立しなくなるおそれがある。ため、和解の際に発言した内容について、証拠として採用することは言及されない。

3. 以上より、2の発言は、心証形成の資料とはならない。

〔設問3〕

第1. 課題1にフイ2

1. 本件は、通常共同訴訟(にあたるか) 固有必要的共同訴訟(にあたるか) だが、以下検討する。

2. (1) 民事訴訟法は、实体法上の権利・法律関係の存在を判断することと、紛争の解決を判断することである。前者の観点では、民事訴訟の

第

問

大審判
心証主義

区別基準の
訴訟法上の
区別は、
訴訟法上の
区別は、
訴訟法上の
区別は、

3

基本的知識
or 29

第

み
看
け
て
29

問

基本的知識
or 29

場合に権利を失う点と処分行為に類似していることから、民法上の
管理処分権の帰属態様を基準とすべきであるが、具体的な事案
における手続的請求も無視できない。このことから、「合一」の明確
定すべき場合(40条(現))は、①管理処分権が民法上共同的
に行使される関係にあるかを基準として②訴訟法的な見点を加味し
て判断する。

(2) 本件における、①相続財産の共有が民法249条以下の「共有」
と性質を異にしないといえる。また②訴訟法的な見点から
みても何ら問題はない。以上より本件訴訟は「通常共同訴訟」
であるといえる。

3. 以上より本件は、通常共同訴訟であるから、共同訴訟人独立の
原則が妥当する(39条)。このため、各共同訴訟人が他の共同訴
訟人の訴訟進行で制約されることなく、それぞれ独自に訴
訟を進行し、その効果を受けることができる。ゆえに、XはY2に対
する訴えのみを取り下げることが出来る。

第2. 課題2について

1. 第2回口頭弁論期日にY2が提出した本件日誌の取
調への結果を事実認定に用いようか、以下検討する。

2. (1) 通常共同訴訟は、本来個別的に解決される事件を便
宜的に併合したものにすぎない。ゆえに弁論主義の下
各共同訴訟人の意思が尊重されるという共同訴訟人
の意思が尊重されるという共同訴訟人独立の原則から
事実認定にY2が提出したものを採用することは言及されない。

(2) 仮にもし事実認定にY2の~~主張~~主張がある日誌を提出すれば、Y1は~~主張~~主張。自らが不利になるとわかっていて主張をしなくてはならぬことになる。これは弁論主義に反するといえる。

3. 以上より、Y2が提出しに本件日誌の取調結果と事実認定に用いることは認められない。

以上

第

問

1. 全体的にバランスよく書かれている。

2. 内容も基本的知識が示されており、
良か。

3. 記述において、あえて~~は~~具体的
問題文の要領を使うようにする。これに
対応できるように。